

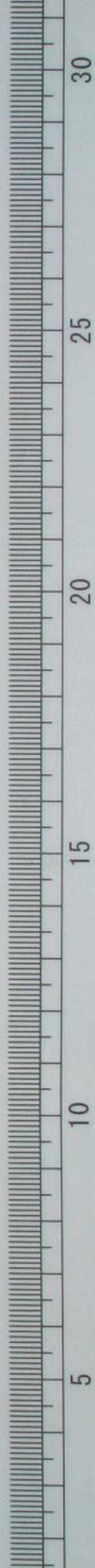
海濱漫稿

貳

特別

14  
1919

64



A ledger page with a blue border and 12 vertical columns. The columns are of varying widths, with the first column being the widest. A small blue tab is visible on the left edge of the page.

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Blank page with a faint stamp at the bottom right.

38- 8891

寺泊菊屋の由來(其一)

上野 獸狂稿

溝口秀勝公の草鞋脱敷

越後著名の舊家寺泊の菊屋五十嵐家の新發田舊藩主溝口伯爵家に深き縁故ある由は豫ねて聞き及びたるも未だ其如何なる由來あるや詳細せざりしが過般來新發田藩史の編纂委員たる溝口景範氏の依頼を受け予が親しく同家に就て取調べたる結果其舊記類に徴し又口碑に傳ふる所に考ひ略其梗概を知るを得たれば左に其要領を抄録すると爲しぬ

(一) 溝口家太祖公の草鞋脱たる事 是實

に故老の口碑に傳ふる所たるのみならず代々其特待せられたりし事且之を當時の形勢に考ひ合すれば事實疑ひなきが如し、口碑の傳ふる所に依れば太祖秀勝公の初めて入封せらるゝに當り先づ當國に最も聞わたる

東條原裝

舊家なる寺泊の菊屋方に落着かれ茲に數十日間滞在あり種々の準備を調ひ然る上にて蒲原郡五十公野の里なる假御殿に入られたり、而して新發田城郭の成るまでは餘暇の期間を経たるなるべく夫れまでの間は勿論寺泊御滞在の間より萬事菊屋なる者が御世話せし事ならん、同家の中興五十嵐清左衛門なる者此時太祖公に隨行し新發田城成るや其舊住宅及扶持を賜り暫らくの間奉公せしものと思はる、蓋しこれとて初めより縁も由緒もなきに突然太祖公が尋ね來て依頼せるにはあらずして其入封以前よりの隨身者なりし趣は同家の舊記中にもほのめかしあるにて知るべし、今其詞左として左に舊記中の原文を抄出せん

一私名字 溝口様を被下置候儀には無御座候御出入仕候儀は 太祖様御時代かの趣に御坐候且如何様の譯にて御出入仕候哉之儀は歟と難甲上奉存候右一段は溝口様御記録有之由先祖方申送り

(遺し)候  
一新發田に罷在候屋敷之儀町口御城に  
入候木戸の左に御坐候只今御用屋敷に  
罷成御免町と申候  
一新發田に罷在候間は三百五十石御扶助  
被下置候中興清左衛門寺泊に罷歸候節  
品々拜領物等仕候由今以相殘候物も  
御坐候此清左衛門と申は新五郎に御坐  
候溝口様御先祖伯耆守様清左衛門と  
改名被仰付候右伯耆守様慶長十五年戊  
九月廿八日御逝去被遊寶光寺殿淨見大  
居士様と申候御先祖様御遠忌の節は以  
飛脚海草等指上又は御焼香にも罷登り  
申候由に御坐候年々九月廿八日御法齋  
御坐候其御居掛り申候得者御焼香に罷  
出候云々(下略)  
一御參勤御交代之節御先方様を拜領物等  
被仰付其後私を飛脚を以御禮申上候近  
年は年に寄替候儀も御坐候尤御入部之  
年者此方之御用見台直に罷登り候儀も

御坐候御先方様を先達而御付届被下置  
其後私を飛脚を以て御禮申上候儀如何  
之譯に御坐候哉相知れ不申候則新發田  
御用人様方御文通敷通所持仕候御目見  
之儀は大書院又は小書院にて仕候依舊  
例私名御隠居 出雲守様を被下置候伴  
武兵衛名は去年九月當  
主廳正様を被下置候  
一從時厚御意等も御座候私宅御止宿の  
節は親子夫婦共御目見被仰付拜領物等  
別々に被下置候御紋付之儀は子共迄勝  
手次第若用仕候様寶曆五年亥十月御隱  
居様御代御御用人脇本儀左衛門様を  
以被仰渡候  
右は安永三年七月當時の家主大肝煎五十嵐  
清左衛門より寺泊御代官所へ差出したる由  
緒書之數節なり、是に依て案ずるに同家に  
ても最初の關係は判然知れ居らざるが如き  
も其前後の關係より特に代々入部の折溝口  
家より先達て付届あり其後同家より態々飛

脚を以て御禮申上ると云ふが如き明かに太  
祖公が草鞋脱の家筋なるの故を以て代々入  
部の恒例と爲せしを証するに餘りあり、況  
して子共まで御紋付勝手に着用不苦と云ふ  
が如きは他に類例なき事なるべく殆んど御  
親族同様の御取扱にて御止宿の際は父子夫  
婦別々に被下置物ある杯も如何に親しく如何  
にも懇ろなる出格の待遇なりしやを想像す  
るに堪わたり、且之を當時の形勢に考ふる  
に此時未だ戰國の餘亂に餘りなく雖も  
尙は時に土豪殘黨の隙を窺ふて崛起せんと  
するあり、此秋に當り秀勝公如何に英武絶  
倫と雖も新たに加賀大聖寺より入封して廣  
蕨たる蒲原の野を治めんとす先づ越後の最  
舊家にして名望隆々たる五十嵐家の如きに  
憑り之を草鞋脱として種々の手懸を得んと  
最も便宜とする所なりとす、故に秀勝公は  
其曾つて太閤時代よりの舊知(若くは隨身  
者)なりし縁に因り入封に當り先づ同家に  
憑りて徐ろに蒲原經營の策を講せること最

早爭ふ可からざるの事實なりと推斷するを  
慨らざるなり、請ふ次に五十嵐家の當時如  
何に權勢を振ひたりしや又其由來の如何に  
遠きやを観察せん  
五十嵐の賜姓及菊屋號の由來  
(二)五十嵐の姓を賜ひ且菊屋號の由來 如  
何は頗る明瞭を欠く今前に引ける「御尋に  
付乍恐以書付申上候」と題する同家に今現  
存せる唯一の山諸書とも觀るべき古文書に  
據るに其文言左の如きのみ  
一私元祖由緒之儀相認差上候様被仰付奉  
承知候元祖之儀左衛門尉忠利本姓藤原  
氏御坐候處大同元 戊六月初而賜五  
十嵐之姓を候由菊屋 郎と申は私  
八代以前の中興に御坐候菊屋と名乗候  
儀も謂有之由承候右之者慶長年中御上  
使田中清六様御頼に付佐州才覺仕候段  
別紙一冊寫差上候通由諸書迎も文言敢  
而過分之替も無御坐候  
南蒲原郡飯田村五十嵐神社の社傳を按ずる  
に「寺泊驛菊屋五十嵐某は昔當邑より出寺

泊を嗣きたる舊家にして民に漁業を教へし  
とぞ」とあるも右の舊記の文意とは齟齬す  
る所あるに似たり、該記事に依れば同家の  
元祖は左衛門尉藤原忠利と云ひ後大同元年  
六月初めて五十嵐の姓を賜はりしものなり  
而して其舊屋を以て屋號とせしは何の故な  
るや舊記には唯安永年間の當主清左工門よ  
り八代先きなる新五郎即ち新發田城主太祖  
秀勝公に奉仕せし人なる清左工門より唱ひ  
始めしが斯く名乗りしは謂れありし由と記  
するのみにて何の謂れありて斯く名乗りし  
やを言はず按ずるに曾つて承久帝の行在所  
たりし故にてもやあらんか但しは其五十嵐  
姓を賜はりし縁を以つて五十嵐足彦命に因  
みてにや明かならず尙ほ博雅の是正を俟つ

左衛門尉定利及菊屋新五郎  
(三)奥州出兵、高麗佐州派遣事 先祖左  
衛門尉定利が山村右兵衛亮と共に康平五年  
賴義公が奥州安部貞任追討の折越後の兵を  
率ゐて出征せる事並に溝口太祖公より清左

衛門と命名せられたる菊屋新五郎が曾つて  
豊臣秀吉公の命に依り朝鮮に派遣され又其  
後徳川幕府の初め最初佐渡奉行たる田中  
清六の依頼に由り佐州の經濟を才覺せし事  
は同家の舊記中に見えたり但し其朝鮮征伐  
に派遣されたるは何等の用務を帯びたるに  
や明かならずと雖も其後溝口太祖公の爲め  
に築城經營の事を理し又徳川氏奉行の爲め  
に佐州用度才覺せしより考合すれば必定  
軍糧會計等を理せし事略推斷するに難か  
らず、惜かな此等に關する古文書今も保  
存せずして其詳を傳へず唯前後の關係より  
僅かに其面影を窺ひ得るに過ぎざるも當時  
其家名の如何に高く且つ才幹ありしやを想  
像するに餘りあり、其舊記中散見する文左  
の如し

一當所住居の事も何百年に罷成候哉  
相知不申候(中略)康平五年賴義公奥州  
安部貞任追討之節當國が先祖五十嵐  
左衛門尉定利山村右兵衛亮兩人奥州に

東林堂

軍勢召運罷下り候由申傳候山村子孫は  
只今何方に御坐候哉不奉存候其上屋敷  
之内義經公御止宿の場所等有之候得は  
餘程久敷住居仕候儀と相見申候(下  
略)

一古き書物の儀慶長年中堀久太郎様方御  
改易の砌紛失仕候漸別に寫上候帳面の  
内に認候三通の御奉書並 太閤様の節  
先祖(菊屋新五郎)を指すならん高麗へ  
被遣候御証文元龜年中北陸道往來御朱  
印有之候書付書通相變候迄に御坐候尤  
大切成武器等は 溝口様を送り候由  
申傳候

一(前略)菊屋新五郎と申は私か八代以前  
の中興に御坐候(中略)右の者慶長年中  
御上使田中清六様御頼に付佐州才覺仕  
候段別紙一冊寫上候通云々(下略)  
右文中御上使田中清六とあるは佐渡最初の  
奉行役にして今「佐渡志」に據るに慶長六年  
辛丑關東の御料に併せられしより川村彦左  
衛門田中清六二人をして此國を治めしめら

る」とあり而して清六は同六年より八年に  
至り祿千八百五十石を賜はりし旨記せり蓋  
し菊屋新五郎は此奉行の依頼に付き佐州へ  
隨行し若くは寺泊より始終往來して船舶其  
他運輸交通上の事まで一切用及上の才覺世  
話を爲せしものなにか文中「別紙一冊」なる  
もの存在せば此邊の消息明瞭なるべきも今  
之を覽るに及ばず頗る憾とする所なり

大庄屋及大肝煎  
(四)寺泊町の知行及百ヶ村の支配 同家  
が古來寺泊町の知行にして其近郷約百ヶ村  
の支配たりしは其舊記中詳かに之を存録し  
ありて最初は大庄屋と稱し後に大肝煎と稱  
したりと見ゆ、今其舊記中の文を左に抄出  
せん

一大肝煎役之儀何代相勤候哉此段は略と相  
知れ不申候元和年中之御免札寛永年中私  
組下居住寺泊邊に有之村方の外新編組と  
申組一ヶ所相見申候所にて百ヶ村程  
も可有御坐候哉と奉存候先組下十四ヶ村

の外支配村方四十八九村御坐候右諸帳面  
等色々相尋申候得共過分の諸書物故何れ  
へ入込申候哉當時相見へ不申候本多吉十  
郎様御領知の節より御代様に移り申候迄  
三十三ヶ村支配仕右村々御檢地帳寫等も  
不殘所持仕候云々(中略)御料所の節も帶  
刀仕候哉且六十年前以前寶永六七兩年御當  
領に罷成節迄御料所に御座候得共組下三  
拾三ヶ村支配仕罷在候且寺泊町之儀古昔  
先祖知行所之由其後寺泊町庄屋にて大庄  
屋役相勤罷在候總て古來不殘三島蒲原兩  
郡は大庄屋と相唱申候其他長岡御領は割  
元と相唱申候大肝煎と申役名は當御代様  
に罷成被爲仰付候庄屋役共に相勤申候に  
付古來之御免狀私所持仕候

是に因て觀れば其舊來數十ヶ村の支配にし  
て封建以前は宛然たる地方の一豪族なりし  
や甚だ明かなりとす而して封建の世となり  
てより其大切なる武器は悉皆溝口侯へ獻上  
して全く町役人と成り以后大庄屋様なりし  
ものにして本多吉十郎とは一時三條の城主

たりし人にて其後は桑名領に屬して大肝煎  
たりしなり、而して其溝口家に入らせしは  
依然として變りなかりしものゝ如し

五十嵐武兵衛及藤田の事

(五)庄屋給米を辞す 中世以後武兵衛と云  
ふが家名の如くなりしものと見ゆ新發田藩  
故老の語には代々武兵衛と稱せる由云傳へ  
り而して其最初の武兵衛代にやまた其後に  
や組下庄屋給米を辭し百姓より一分給米の  
取立を爲さざりし趣なり尤も前にも見ゆし  
如く新發田藩侯より特に若干の扶持を賜は  
り又古來寺泊の田畑は不殘同家の所領に屬  
し現に明治維新前まで持傳へたりし由なれ  
ば其他に俸給を仰ぐの要なかりしものなら  
んか、今舊記中の録する所を見るに如左  
一私儀(安永三年の家主五十嵐清左衛門の  
事)古來御料所之節方御役給五石二人扶  
持宛頂戴仕罷在候祖父武兵衛代歟私共並  
組下庄屋給米共不被下置候に付先年御願  
申上候處御領分新發田郡に准下百姓方一

分給取候様被仰付候其後平庄屋(他の普  
通の庄屋の義か)の儀は百姓方給米取  
申候得共私養父藤内申候は先々御上  
被下置候給米只今百姓方親(新か)規に  
取候にも及申間敷候左候ては百姓方給米  
取りと申に御座候御扶持頂戴仕候上は不  
足も有之有敷候旨申聞候に付一分給は取  
り不申候尤往古五石給米被下置候御勘定  
目録慶安年中の御書出し貳通所持仕候  
又新發田侯より清左衛門が扶持せられたる  
を記する左の如し  
一去年九月新發田表に罷越候節御目見へ後  
兩人小銀子被下置其上私儀年來御出入仕  
候に付三人扶持頂戴被仰付候  
前の文中藤内の言の如き宛然古武士の風  
あり眞に名家の裔に愧ぢずと謂ふ可し  
五十嵐伊織の事  
明治維新の際同家の家主は伊織と稱して夫  
の長州藩の廣澤參議を暗殺したる者なり此  
故に渠は遂に四條儀に梟首せられ憫れ官職

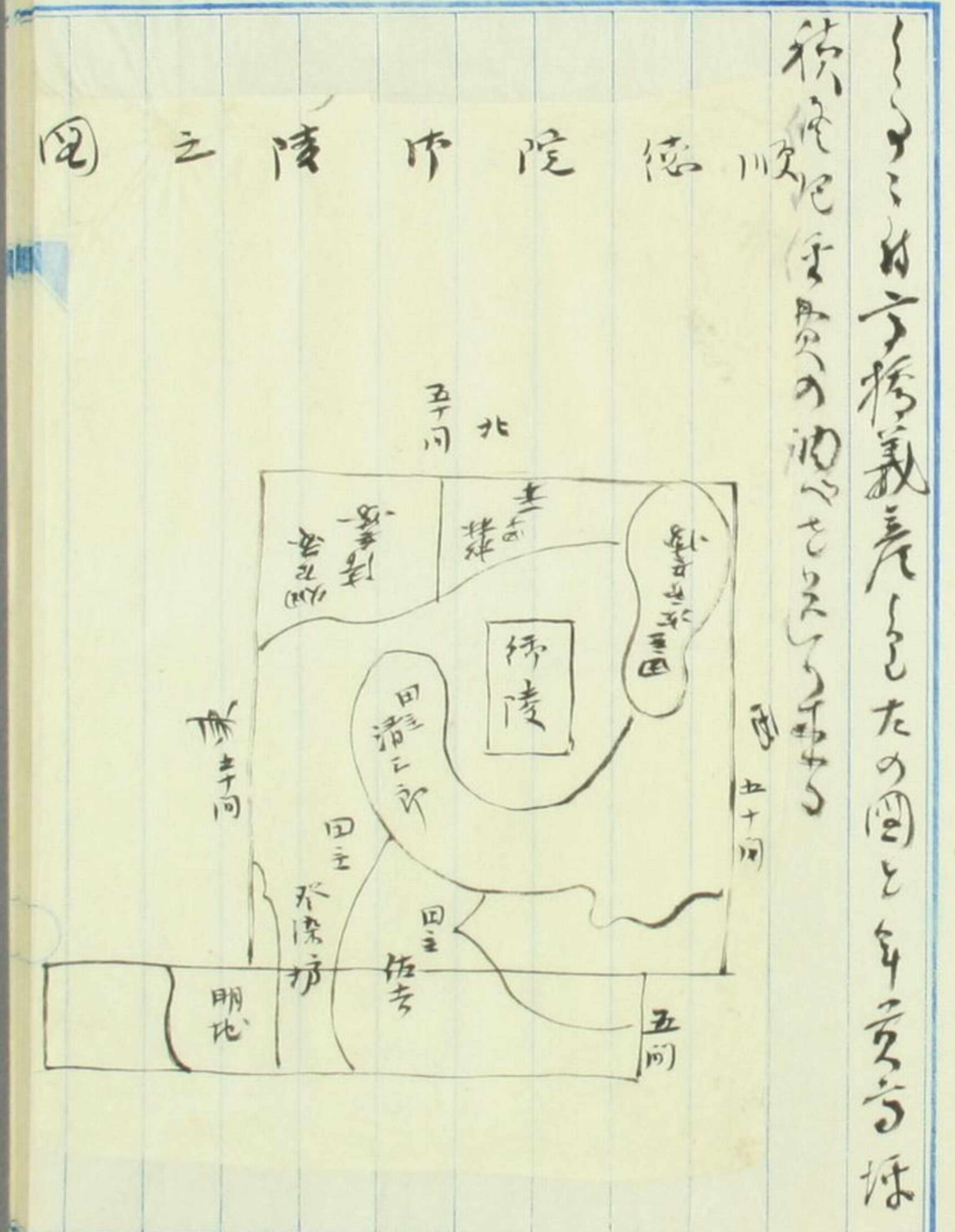
の醜名を荷ふて此の珍らしき舊家の歴史を  
讀したるは惜しみても餘りあるの一義なり  
とす然り予未だ其事の顛末を審みせざれば  
聽かば是非を斷する能はずして或は何等見  
る所ありて事の此に至しりや知るを得ずと  
雖其初め國を出づるや町の同志と共に固よ  
り桑名藩の召に應じて出軍するに相違な  
らん而して會桑と薩長とは當時非常の確執  
あり所謂勝ては官敗れば賊の衝に當り苦心  
經營せし結果壯年血氣の驅る所となり此の  
舉に出でしや略推知するに足る、或は云く  
渠れ亦無二の勤王党なりしも一朝一割引紙  
幣發行の建白を爲して容れられず遂に參  
議暗殺の事に及べりと予は未だ何故に此建  
白の容れられざるが爲めに此舉に出しやの  
事情を詳知せずと雖蓋し一意「君側」の好を  
除「的」の衷情に出でしならんか、唯同家の  
爲に悲すざるを得ざるは是此の一事ありし  
爲めに、今上即北巡の折は斯る由緒深き名  
家の跡あるに拘らず行在所を其屋敷地に構  
ふるに及ばず別に其他を擇んで設備するに



○順徳帝の清貴と有る御名は(と)は(休)庭(山)  
 聖安と云習(り)る(と)は(中)の(清)貴(と)有(る)御(名)  
 といふ(一)い(は)る(と)は(中)の(清)貴(と)有(る)御(名)  
 とい(は)る(と)は(中)の(清)貴(と)有(る)御(名)の(橋)子(と)有  
 土(と)有(る)御(名)の(橋)子(と)有(る)御(名)の(橋)子(と)有  
 前(所)の(御)清(貴)は(今)も(御)清(貴)と(有)る(と)有(る)  
 寺(と)有(る)御(名)と(有)る(と)有(る)御(名)の(橋)子(と)有  
 新(と)有(る)御(名)と(有)る(と)有(る)御(名)の(橋)子(と)有  
 い(は)る(と)有(る)御(名)の(橋)子(と)有(る)御(名)の(橋)子(と)有

清貴

〇休(庭)山(土)に(巻)て(二)庭(山)七(の)休(庭)山(の)御(名)  
 折(上)部(兵)衛(士)正(正)が(休)庭(山)と(有)る(と)有(る)御(名)の(橋)子(と)有





田畑引捨清年高子

一三斗九升一合二勺

田之次郎兵衛

一三斗四升四合三勺

清三郎

一三斗八合九勺

信吉

一五升四合九勺

冬深防

合七年五升九合七勺

外地子米七斗九升〇勺 比中寺

坪積

一四斗五升

御殿前南西田坪

一四斗三升

御殿前東北田坪

棟高

合八斗三升五勺

一斗五升十勺

四方土手三斗

北人三斗五勺

但中心天下 比中寺

一斗七升

北人三斗六勺

清廣田土手八百五十四方  
但上下九尺方三人  
深九尺八寸六分

取坪

一斗五升十勺

北人三斗六勺九勺

清廣田土手尾分  
比中寺  
六尺

一 松 四十一本

土手ら内ノ松ナリ

一 松 二十五本

土手らと次郎の御坊

一 松 十本

土手らと中ノ御坊

合 七十六本

一 瑞 朝に入る道山道らと土手ら四十本

中 廟の善法後

延享七年六月廿四日

山田典次兵衛

内子孫兵衛

堀内九兵衛

○ 坂のふもとにあり大御所の御所を  
二ノのふもとにあり大御所の御所を

とてかしてひしこ此屋敷をとり  
と殿しと無くなるとさす  
とてかしてひしこ此屋敷をとり

○ 多岐をぬき御坊の御所を  
とてかしてひしこ此屋敷をとり

北上の山王様の祭

御坊の御所をぬき御坊の御所を

トシトトトトトトトトトトトト

あゝ北上のまじりの

なほいさきりて

おの—さのすまの松うけ

ナツタしと折るうねや

まうてまたおちて

ふねのちのちのちのちのち

○アガノ河ちうは愛川とまて古園と

と柳河の川とまてある楊川と

の地ぬびアガリと接ちる柳河と

かち接ちるのむさき

○五十八のちを今もむすむの横と

むあゝこのまきあのおお

地あおつちのちのちのち

けば古園とまて

つてまて

古井とまて

うけとまて

まにちうとめれ

らあゝ古園とまて

七あゝむすむ

あゝむすむ

あゝむすむ

○よも七義彦の伝ひあるつゝ、  
る中女田原の年、  
古墳七研定は、  
○事迄道成りけるあり

陸奥

蔵通と伝ふるは、  
らんいふもかろし夏  
七をぬえ行居たり、  
延の御子に、  
又解血の淋漓は、  
く一殺那よ末延を  
し、  
く助けんを、  
あゝのむを、  
射と動

○  
方角の  
土方面(老)の  
小  
内

も信(又)を  
す  
甲  
む  
ま  
を  
向  
は  
ま

大にうみ火を燈つた御もまのむえ扱取七  
中平うりこそらまの由の海に持来中二る  
人おもてまうしうりたのもそあ敷ひあると  
そのたうりたニ井岩めえはてもお中社の  
そ多積るおも(ま)あつらあつらあはけし牛田  
にはあつらなとまをさ出あをさるうつた  
そうたうまに茶煮人のまけけう出えちちあ  
う積るそあてをうたをまうすや

○うのああらんまあま(ま)あつらあはけし牛田  
人おもてまうしうりたのもそあ敷ひあると  
二子百の島地の下とるまの持とるこそあ

深田編

近き扱とそまうしうりたのもそあ敷ひあると  
扱てあつらなとまをさ出あをさるうつた  
のそ扱とそまうしうりたのもそあ敷ひあると  
いままあま(ま)あつらあはけし牛田  
中あまあま(ま)あつらあはけし牛田  
南にがまうしうりたのもそあ敷ひあると  
の一七まあま(ま)あつらあはけし牛田  
思物まうあつたが、念まあま(ま)あつらあはけし牛田  
のそあま(ま)あつらあはけし牛田  
けんごも誰れも入ま(ま)あつらあはけし牛田  
うと扱とそまうしうりたのもそあ敷ひあると









のまゝも美らふは

人王九十九代伏見院清平王仁六年二月冷名  
中納言藤原為房ののまゝも美らふは清隆謀の  
ゆゑあまふらふをのまゝも美らふは執権北條のまゝも美らふはおぼく守り  
時う計らひて作治をく死流せ侍のまゝも美らふはの浦を  
くく後海ありし風待たぬ浦の長、菊原のまゝも美らふは  
のちてを秘伝しあひま記の流れに飲のち  
と授しをのまゝも美らふは想を玉ひし柱の合のまゝも美らふはの浦  
龍程のまゝ又此浦を任けるのまゝも美らふはかろくのまゝも美らふは  
女流は多の中任仕し侍らし出帆のふらふ  
と惜み歌一首を詠み切歌をのまゝも美らふはかきしのまゝも美らふは

後醍醐天皇

佐治の満房を多るを三十三首のふらふを詠しあひ  
しをのまゝも美らふはと詠しあひ十三代後二条院嘉  
元二年甲辰年ゆふ其夜初と云けし玉葉集  
と想ひまゝの初表う詠をも載せしむる

初表遺詠之碑

形也百年之宿、其所遺名其蹤而已、昔者垂打  
存平為魚師、有故遷作河、掛鏡于北浦、妓女  
初表詠和歌寄之、其情逆祝、歸期、可謂哀而  
不傷者也、垂打思、救而後奉、勅撰玉葉集、採其  
詠而入集、可謂樂而不淫者也、想夫越州者自  
古為無人、然未聞入撰集者、况於妓女乎、垂打

青華洛之歌仙也。初表者也。都之遊女也。初表者  
不奇愚也。世相爭遺其芳於今日。其姓名不表  
其蹤。茲存軍人足骨。議正碑石。華使余記其事  
垂不朽云爾。

貞亨元甲子曆三月十八日。久賀影山參門萬元記

有 望

巨 号

よおもえうい

の浦の志く波り

先 計

えいふるうい

和名を改まじや修る可  
寺洛駅をわし新と磯をい遷志ま移をま  
ま橋をまをなを修る可 石の方磯山の下の初人の

位修りし路をま修りし家まを永におぼのめ代に  
まけしをひきま修る可 修の四十九人修をま朝ま  
ま修りし橋を四十九名橋を修りしを修りし形を  
修る可。ううひも何の比ま修りしと修りし。うう  
修りし。ううひも何の比ま修りしと修りし。うう  
修りし。ううひも何の比ま修りしと修りし。うう  
修りし。ううひも何の比ま修りしと修りし。うう

順徳院行幸とま修る可

寺洛駅をい佐州へ遷す所のおり御船よまをい  
の右駅の長なる橋を修りし磯山のなか  
みまをい。あまをい。をい。の地をい。修りし  
修りし。修りし。修りし。修りし。修りし。修りし。修りし。

のまに塩焼徳文のふじを旅舎も不來、寺院も遠  
く、一時的な菊池と鐘食、代わりの代り大  
あまこをもちまゝしゝゝゝ

あまこゝゝ古法をくゝ寺の野の中央山千子鎮  
守北より北よりくゝ曲りて南へゆくゝ所  
とゝゝ也

涼義狂旅まゝとゝゝ修まゝ

右の如く新延村義狂は才不知らし文法も二  
月尚義狂作を少次とゝゝも上方を遊むに陸  
道を經、奥四向のくゝまゝはまゝに居る乗りて  
浮舟し北よりくゝもゝ釣の屋前山の尾上

又法面眺むの没けは指へし一字ある北よりおろ  
休息あり糸糸共々借手取をちしとゝゝおよ  
久賀野山へ登りて寺庫へ一宿ありしとゝゝ義狂は  
七世をえりしとゝ

あまこ方の新報もまゝりし傳馬入足の地録糸共々  
くゝあまこの城よりおろしとゝゝ又去年や乃  
内より山の城へ推して治道ありしとゝゝ  
城より引くも守をせしめ石を没取たりし  
御古文書無物浦かまゝくゆえしとゝゝ  
その他よりあまこの飲之浦に伝馬守字の城あり  
とゝゝ入るゝとゝゝ

ふきほのつらと今の子孫にまかすともあり  
寺はあやふきふともいふも昔の由なりと考観  
ふし

の橋南行七板は浮世といふ氣分はしごとく城  
まきこころは流るる中を我中いづれのまきこころは城  
吹風土にふきふかぬのいふ大坂左のぬし

四上寺はいづれの四上山の平南のあつた寺といふ  
寺とあり長廿三丁掛十丁掛といふ  
山とありは肉田の村に七丁あり

柳枝はいづれのあつた寺といふ四上寺は

鞆はいづれのあつた寺といふ未だまじり  
文のあつた寺といふ三丁のりり  
はあつた寺といふ南の十五丁

東林院

田はいづれのあつた寺といふ大い丁鐘は

大はいづれのあつた寺といふ大十四は

丸はいづれのあつた寺といふ形は

油はいづれのあつた寺といふ大丸は

福はいづれのあつた寺といふ長十三は

徳人はいづれのあつた寺といふ油は

岩淵はいづれのあつた寺といふ此のあつた寺といふ

つらゆりうのすの原に在りて、池の沮洳の地をさし  
こむるなりと云ふ。又風土記の海軍と云ふ所の  
みすると稱するをさす。多くは池と凡池と云ふ  
す。こむると思ふ。池と稱するは又みすると云ふ  
るやうに多く平地をさす。池と云ふてもなれば、  
こむるとも多く山の上の池をさす。溜思積切音昔  
函地也。文選海賦曰、海派度滷、廣欵曰、鹹上  
逆水之處水寫去其地為鹹函、是をいへば、  
なな溜りまゐりの溜り溜りともあつたらむ。潮あ  
つる處をさすともさす。谷稱をさすともさす。しと池  
しこむるは、うのをさすともさす。

漢書

○略風土記郡名の印治垂の條より

今世不知其所在、所多印治の平川向は治垂  
ともあつたらむ。是を京打とて、ななを田子の村  
は、所多印とて、治垂も又さす。所多印とて、  
昔にも多く治垂郡と稱するを七印とて、刈羽  
印と云ふ。これらも、なな印を治垂郡とて、  
船名に印と云ふ所の所多印の治垂印とて、  
印名に治垂加地とも云ふ。なな印とて、

是印 安須波

治垂 ぬ多利

加地 ぬ地

○余りとも、なな印とて、五十分の一、しと池  
しと池、なな印とて、なな印とて、しと池

母三ノと呼ぶ推め五とイと流るに例あり例  
入五十五卷の五とイと流るに例あり例  
キとイと流るに例あり例  
者色内胎内川目の島守之新産絶聖の難  
不ありといふ鳥城と名づけ城守のそ城と  
す而も新産即関川改行細の四境地河系  
村も同一地なるに流るに例あり例  
そ城とイとあり城守のそ城とイとあり  
そ城とイとあり城守のそ城とイとあり  
○略風正紀金津左島危守村の條に云く順徳  
院のそ城とイとあり城守のそ城とイとあり

承久三年の秋順徳院休后回遷寺の御三  
島耶寺洛の浦と云く海浦在し海上の風傳  
海舟を以てし地を以てし浦浦の形も鳥居  
池東心の形も鳥居の形も鳥居の形も鳥居  
小御路と云く北山と稱すも山あり里谷と  
流天皇山と稱し道心は行流川のありと  
ありと云く北山と稱すも山あり里谷と  
ありと云く北山と稱すも山あり里谷と

平幸顯

おもむくまをさうけてつし鹿の  
もをぬり流るに例あり例

明徳院

そし藤原のちをののけりゆめをさし

おのれとてつる秋の狩人

此の夜も上人の心結をまじし御徳院  
し重人の御あ戒をうきまをい鳥をゆり  
ゆききと御雲隔るを執願を下し  
北よりくちをゆるゆりゆり其結を四方寺  
と早の心院をさし

我は名をまを若くせし寺住のぬいさ  
みれとて鳥をゆりゆり御あ戒をさ遠鳩  
首の中より此る首をさしゆりゆりゆり

源朝臣

明徳院住持の御あ戒をさしゆりゆり  
九かたゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
書せしゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

望月

○うき上人の家を橋をさし出雲のちをさし  
ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
長澤の船をゆりゆりゆりゆりゆり  
ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり



まゝの歌うゝを政風正に載せしむる  
也

わささよ程と波路を海にけりとも  
りていかに舟のたろむる

○伊和老の浦まの浦の跡をへし〜人の侍のあま  
ぬりままた一返りて政風正に載せしむるまもの  
記と叙す、たをけりて以て侍らぬ記の契とあま  
んとけり

未水ノ浦

野積に渡

伊和山の後ろの海流まは打渡り石倉海  
方五洲在(度寸)延三十段とあま(し)上計

東林堂

く丸〜往古伊和りる伊和(天考兜山余)紀州  
能く〜伊和りる伊和の跡をへし〜と伊和  
あひ〜往古伊和りる伊和(天考兜山余)紀州  
伊和りる伊和りる伊和の跡をへし〜と伊和  
位の丸き穴二つあると是ら塩竈の業をあら  
さしあひ〜伊和りる伊和の跡をへし〜と伊和  
塩竈と〜伊和りる伊和の跡をへし〜と伊和  
石帆の浦の跡をへし〜伊和りる伊和の跡をへし〜と伊和  
〜伊和りる伊和りる伊和の跡をへし〜と伊和  
伊和りる伊和りる伊和の跡をへし〜と伊和  
〜伊和りる伊和りる伊和の跡をへし〜と伊和  
〜伊和りる伊和りる伊和の跡をへし〜と伊和

子の跡跡を思ふを思ふに生るるありて岩窟の行く  
碧はるる思ふを思ふ風をいぬるまゝ形勢方々も風  
流るるを思ふを思ふを思ふの方二十丁又一余り  
海崎村を思ふ一由今も思ふを思ふの海を思ふ  
又ありしの方々子の子の思ふを思ふを思ふを思ふ  
徳を思ふを思ふを思ふを思ふを思ふ

あまの思ふを思ふを思ふを思ふを思ふ  
はるる思ふを思ふを思ふを思ふを思ふ

野村流るる思ふを思ふを思ふを思ふを思ふ  
くの思ふを思ふを思ふを思ふを思ふを思ふ  
の思ふを思ふを思ふを思ふを思ふを思ふ

前島がうゑし地を付けし今の喜成即ち  
徳川氏の所成を考ゆ一書帝注三ふ  
る及んばとまの流しを一二分中入ること  
七あるがうゑし地を考ゆ一書帝注三ふ

喜成

た、徳川氏より徳川家達<sup>ナ</sup>即ち人  
也也ゆき俗に所謂七歳ひあるこゝ満六  
七歳もさういふ兒ひあるくも奇麗五人  
かうまゆのちまこいふさういふ供ひある  
た、天よ、福えのめめを成さるこゝらさう  
た、徳川氏の生父田中納言と名入るる  
余も前々<sup>ナ</sup>徳川氏の手をはきさうの二行  
徳川氏の生父田中納言と名入るる  
徳川氏の生父田中納言と名入るる  
うりて、おとつやんこいふとこいふはら  
れしとまの七歳いふさういふ徳川氏の思あ

了るを 髪流しをおみする能うするしがとせらるる  
 七胸穿るは身しを配るはくせうしを剃込  
 の北の少女又あする 婦男(あつとそりあすり  
 せうん 大玄閑の式壇のさむく 持るををりし  
 坊城方納すまき出ひやくらん式壇をたて  
 鳩然毫し由氏を抱き上るに 采園を付  
 りんをさす 子の光るも先が 一トあむせし  
 きて 流るは泣ききの ある 珍前 木 申 申  
 半 上のうらさるる ありと せ 休く 出る 能う  
 て せうめの あらう せう 能う 休く せうし せう せう  
 あつと 毫し 由氏 を 持 婦 せうし 出 身 し らる あり

さんてまの元 際しをるる 大なる 折式子 玩具  
 (尤子馬の敷)を山の如く 積るる 場りりし  
 らむし 供心のまをふし 道地をさす けも こと  
 えて 今よりをたむを 命のうら あり せうし せうし  
 泣き なること 又人を泣き 終るる 懐心の 清き 境  
 せうし せうし の せうし 我れ せうし 集を せうし せうし  
 身を 評し せうし せうし の 清い の せうし せうし せうし  
 ら 清い の せうし せうし 満座を 歎歎 せうし せうし  
 せうし せうし せうし 終るる 懐心の 感 せうし せうし  
 せうし (四月 せうし せうし の せうし せうし せうし せうし)  
 ○十田 せうし せうし せうし せうし せうし せうし せうし

同成を高くするは又山(と)里(と)坊(と)村(と)上(と)取  
くあるはたすを仙しするは其の二坊の況  
幸るあるを末に話のするは其の二坊の況  
りるはたすを仙しするは其の二坊の況  
二日載をさるは代(と)人(と)とす

○山邊里村小田機工場沿革

岩船郡山邊里村なる小田長四郎氏の機工  
場沿革を得たれば左の如し  
岩船郡山邊里村機業は寛政の末年今を距る  
こと九十有余年前全地小田長四郎の創始に  
係る御當地の地味たる桑樹の栽培に適した  
るを以て寛政の年間より蠶兒の飼育稍盛な  
り故を以て生糸の産出も亦少からず然れど  
も當時生糸は只原品の儘を以て他の地方に  
輸出するに止まれり、元來當地は人口夥多  
にして業少く嗜て工賃亦廉なり然れども未  
だ地方産出の原料及び低廉の工賃を利用し  
て綿業を計畫するものあらざりし之を以て

細民多くは他國に出稼するを以て慣習とせ  
り長四郎之を慨し細民授産の方法を講じ機  
業を開き工場を自宅に設け綿織を創む文化  
元甲子年に至り生籠門地を組し之を村上  
山邊里と稱し専ら三條町に販賣す文化  
三四年の頃に至り些稍進み玉糸と唱ふる機  
糸に木綿を織りたるものを併せ産し以て越  
後及び羽前羽後等の各地に販路を開き漸時  
隆盛に達し引附後文化十一年銘撰と稱する  
頃綿より糸を引出したるものを産出す地質  
風合柔軟にして頗る世好に投たり當時小  
田傳右工門、小田長四郎の外に機業を營む  
ものあらざりしなり後文政七年に生籠門地  
銘撰綿織綿袴地等を製出し地方婦女及び  
無職の徒をして斯業を授く爲めは勞累を他

東林堂製

國に表むるもの稍々被却するに至る時、藩  
主内藤侯大に其功を賞せられ金品若干を賜  
はる此年五月長四郎侯に建言し藩中の婦女  
をして機織の業を修習せしめ産額の増進を  
計り國産の名譽を伸揚せんことを乞ふ藩之を  
許し命ずるに傳習御用掛を以てし大に斯業  
を奨励せらるる故に産額次第に増加し村上綿  
山邊里織の名稱を以て博く世上の需用に應  
じたり此時に當り業を長四郎に受け共に機  
織を業とするもの數戸あり文政十一年三條  
の地大に賣へ各地米穀登らず綿物亦振はず  
此時に際し互に相規約して組製濫造を戒め  
以て山邊里織の本領を失はざらしむ翌十二  
年巳辰十一月藩中に銘撰役所を設置し藩長  
四郎をして之を監督せしめ専ら眞製の實を  
鞏固ならしむ後天保二年販路を江戸に開く  
産額頗る増加す隨て職工を設する多きを以  
て地方を潤澤する亦夥し天保七内申年五月  
村上藩主より左の賞詞及び格式を賜はる一  
其方儀機業出精巨御益筋不少に付其功を賞  
し帶刀御免被成候彌々出納可致事一同一十  
年の頃に至り諸事節儉綿物法度となり十三  
年に至り倉倉を嚴故を以て綿織物を切斷し  
財布となし賣却するに至れり此時に至り室  
山綿と稱する玉糸の如く細綿交織のもの  
産出し以て時々の至るを俟つ之れより産額  
俄かに減少し當地數戸の同業者皆機業を廢  
し他業に轉せり嘉永六年諸國騷擾安政二年  
江戸地震す織物の不景氣を來すこと甚し此  
時に當り僅かに山邊里織の名稱を保つ者は

小田長四郎獨り販路を江戸に需め切りに斯  
業の維持を謀るあるのみ藩主其業に勵みて  
授産の志に篤きを嘉みせられ金品若干を賜  
はる降て維新の際に當り我國の服製一變し  
て洋風となり舊地の販路漸に減少す稀に注  
文あるも一に價の廉なるを旨とし品質の如  
何を顧みず此の時に當り村上山邊里織の  
名稱を失墜するに忍びず、斷然粗製の注文  
を謝絶し専ら精真純粹を主とす是に至て需  
用一段の被却を見る然れ共長四郎堅忍不拔  
孜孜として改良を謀り時産に浮沈せず前ま  
で山邊里織の譽稱を保全せんことを期す明治  
五年三月再び販路を東京に開く地方の販路  
亦漸く増加し爾後年を追ふて稍盛なるを見  
る明治十年西南和風平らぎ通貨増進し商況活  
潑物價昂騰し織物の需用頗る多し明治十六  
七年の交より復稍々不景氣に傾向し十八年  
に至り最も甚し織物にして原料生糸の定價  
に及ばざるものあり機業の困難殆んど其極  
を窮む加之服製洋風を貴び和を賤み袴地の  
需用大に減す此時職工の徒食するを憐み綿  
綿交織の洋服地紙綿裏地等を製す二十一二  
年の頃より商況稍々恢復し袴地の需用亦加  
はる時恰も服製再び舊に復するの形勢とな  
り洋を賤むに非ずと雖も亦國服の便を講ふ  
るに至り綿織物及び袴地の需用大に増加す  
漸時年々巨みて産額の益々累加するを見る

○加治川水害豫防組合の必要を認め水利  
 組合條例第廿六條に依り本縣知事が北蒲原  
 郡參事會へ諮問せる組合區劃と云ふは左の  
 如し

加治川水害豫防組合  
 區域の諮問案

加治川水害豫防組合設置の必要を認め水利  
 組合條例第廿六條に依り本縣知事が北蒲原  
 郡參事會へ諮問せる組合區劃と云ふは左の  
 如し

其郡加治川水害豫防組合設置の必要を認  
 むるを以て區域を左の通り畫定せんとす  
 依て水利組合條例第廿六條に依り意見を  
 諮ふ

明治卅四年三月廿三日  
 新潟縣知事 柏田 盛文

一加治川水害豫防組合  
 事業 加治川過水排除  
 區域 北蒲原郡

南濱村 九十九町二反十二步  
 鳥屋村 三百五十三町三反三畝十六步  
 濁川村 百八十九町三畝一步

太田古屋村	四百十六町三反七畝九步
嘉山	五百八十五町九反九畝廿七步
聖籠	三百八十一町四反七畝十九步
天王	九十二町九反二十三步
藤井	百九十四町七反六畝三歩
遠野	三百五十四町三畝十三歩
本田	三百八十六町五反一畝七歩
中井	二百一十一町五畝十四歩
龜代	三百七十五町八反四畝十八歩
島崎	百九十町五反二十一歩
天神塚	三百町八反五畝八歩
萬塚	七十一町七反二畝二十四歩
龜浦	百三十二町六反四畝二十四歩
鳥野	百三十八町九反七畝十三歩
山倉	百四十二町七反五畝六歩
紫雲寺	五十三町二反四畝四歩
笹山	六十七町七反八畝二十六歩
三ッ森	二百六十三町七反七歩
佐々木	二百四十町六反八畝九歩
島塚	二百二十八町四反八畝五歩
總計	二千二百四十七町四反四畝十五歩

新潟縣志

事なるに際し其の必要を認め水利  
 組合條例第廿六條に依り本縣知事が北蒲原  
 郡參事會へ諮問せる組合區劃と云ふは左の  
 如し

其郡加治川水害豫防組合設置の必要を認  
 むるを以て區域を左の通り畫定せんとす  
 依て水利組合條例第廿六條に依り意見を  
 諮ふ

明治卅四年三月廿三日  
 新潟縣知事 柏田 盛文

一加治川水害豫防組合  
 事業 加治川過水排除  
 區域 北蒲原郡

南濱村 九十九町二反十二步  
 鳥屋村 三百五十三町三反三畝十六步  
 濁川村 百八十九町三畝一步

太田古屋村 四百十六町三反七畝九步  
 嘉山 五百八十五町九反九畝廿七步  
 聖籠 三百八十一町四反七畝十九步  
 天王 九十二町九反二十三歩  
 藤井 百九十四町七反六畝三歩  
 遠野 三百五十四町三畝十三歩  
 本田 三百八十六町五反一畝七歩  
 中井 二百一十一町五畝十四歩  
 龜代 三百七十五町八反四畝十八歩  
 島崎 百九十町五反二十一歩  
 天神塚 三百町八反五畝八歩  
 萬塚 七十一町七反二畝二十四歩  
 龜浦 百三十二町六反四畝二十四歩  
 鳥野 百三十八町九反七畝十三歩  
 山倉 百四十二町七反五畝六歩  
 紫雲寺 五十三町二反四畝四歩  
 笹山 六十七町七反八畝二十六歩  
 三ッ森 二百六十三町七反七歩  
 佐々木 二百四十町六反八畝九歩  
 島塚 二百二十八町四反八畝五歩  
 總計 二千二百四十七町四反四畝十五歩



いろく執向がしとある、昔の通の扱はる、この用  
うきくぬとそむきしある、彼もき徳者なりと云  
経二人、送るは、なゆか、き、と此の四人、き、を、此、回  
行する、と、ま、事、比、

○石印(北条)南條(南條)節儀の人)の、も、お、り、弟、四、子、(勲  
孝、深、)も、こ、と、事、比、こ、ま、う、り、お、い、と、意、兩、子、を、や  
つた、石、印、を、余、を、こ、に、計、年、の、ま、い、の、を、お  
ほ、き、扱、え、る、は、余、兄、才、を、親、の、お、き、く、深  
切、又、字、流、と、し、と、ま、ん、れ、、その、書、後、色、三、十、七  
と、年、の、つ、人、ひ、ある、、石、印、の、ま、い、を、を、る、ま、ま、ま、又、  
南、條、の、書、才、ひ、ある、は、滿、校、を、つ、る、の、書、生、の、内、書、及、ま、

年のの部類、且つ中家の息まひある、このま  
う出来、く、い、ま、な、七、怪、一、と、ま、の、ま、こ、い、お、る、ま  
る、ま、何、ん、ひ、と、祥、な、す、く、ん、と、年、生、し、と、あり  
と、い、ま、ま、ま、入、つ、た、と、一、十、の、三、分、一、ま  
た、お、に、あ、の、ま、は、い、あ、つ、つ、と、い、ま、こ、い、ま、の  
お、ま、に、お、ま、た、ま、い、い、ま、ひ、あ、る、、上、ま、ま、及、り、お、お、  
つ、お、お、ま、を、こ、い、は、い、こ、い、と、ま、ま、の、何、故、を、  
と、余、を、ま、ま、問、する、は、石、印、を、ま、ま、問、する、ま、ま、の、ま、ま、の、ま、  
は、お、ま、く、梅、浦、の、ま、ま、の、ま、ま、を、ま、ま、外、(四)子  
の、ま、ま、と、ま、ま、ま、ま、を、ま、ま、ま、ま、し、(四)子  
ある、八、七、及、海、る、の、ま、ま、を、ま、ま、八、八、及、ま、十、四、才



位よりおほくおや、校舎一たのひきまのつと  
 けきまの地つうるはソコにあるのせ  
 けきまの地つうるはソコにあるのせ  
 校舎風をまてては算計寺の某を、校  
 舎とてまのつある切まの地を寺の  
 うるはつまのつは、勝会寺もあると  
 だ、此の寺は、神一しは、余るを  
 て窮地であるが、神一しは、余るを  
 余るを、おのつ無つと、地味から  
 う粗まの、おのつ無つと、地味から  
 へ、おのつ無つと、地味から

のソコにあるを思ひ出さるるは、  
 へ、おのつ無つと、地味から



神隱圖


神隱製

明倫彙編  
中法卷十四  
孝弟  
孝弟  
孝弟